- ② マイクロフィルムで管理されている旧台帳の年金記録(1,430万件・36万件)の中に、コンピューターに収録されていない記録があること
- ③ コンピューター上の年金記録について、台帳や被保険者名簿等から、正確に入力 されていないものがあること
- ④ 保険料を納めた旨の本人の申し立てがあるにもかかわらず、保険料の納付の記録が台帳等に記録されていないケースがあること

などの年金の記録に関する問題により国民の信頼を損ねたことは誠に遺憾である。

今後の課題等

- 年金制度は、社会における国民生活の安定を保障する重要な基盤であり、国民の信頼を確保することが極めて重要であることから、引き続き、二重付番の完全な防止の 達成に向け、早急に対策を推進する必要がある。
- 「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成 19年7月)等に基づき、平成9年の基礎年金番号導入以来、未だ基礎年金番号の下 で管理されていない約500万件の記録について、平成20年3月までを目途にす べての年金受給者及び現役加入者の方々のコンピュータの記録との名寄せを実施する とともに、「ねんきん特別便」等をきっかけとした国民からの年金相談・照会に対し て丁寧に対応すること等により、国民の信頼に足るシステムを再構築していく必要が ある。
- なお、年金記録問題については、総務省に設置された年金記録問題検証委員会の「年金記録問題検証委員会報告書」(平成19年10月。以下「年金記録問題報告書」という。)の指摘も踏まえ、組織・業務運営における意識改革・業務改革の推進、職員の一体感の醸成、事務処理の統一性の確保等やシステムの改善等にも取り組んでいく必要がある。

2 保険料等収納事務に関する事項

(1)厚生年金保険事業・政府管掌健康保険事業・船員保険事業の保険料等の確実な納入を促進するとともに、社会保険料等を滞納する事業主(船員保険は船舶所有者) に対する納付の督促及び滞納処分を確実に実施する。

(数値目標)

〇保険料収納率:

厚 生 年 金 保 険:98.2%以上で、かつ、前年度と同等の実績(98.5

%)を確保

政府管掌健康保険: 97.6%以上で、かつ、前年度と同等の実績(97.9%)

を確保

船 員 保 険:91.7%以上で、かつ、前年度と同等の実績(92.1%)

を確保

〇口座振替実施率:

厚 生 年 金 保 険:84%以上 政府管掌健康保険:85%以上 船 員 保 険:57%以上

主な指標の推移

工学担保会证的						
指標名	単 位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
保険料収納率						
厚生年金保険	%	97.7	97.9	98.2	98.5	98.7
政府管掌健康保険	%	96.8	97.3	97.6	97.9	98.0
船員保険	%	91.0	91.1	91.7	92.1	92.6
口座振替実施率						
厚生年金保険	%	83.8	83.6	84.3	84.2	84.0
政府管掌健康保険	%	81.6	81.3	85.7	85.5	85.2
船員保険	%	57.6	56.7	56.5	56.4	56.4
差押え事業所数	事業所	20,474	17,630	17,223	13,631	15,613
(16年度までは延べ					(実事業	
事業所数)					所数)	

目標に係る主な取組及び実績

①口座振替の促進

保険料の納入については、納期限内での納入を確実なものとするため、各事業所に対 し口座振替の促進に努めた。

具体的には、新規適用時に、納期内納入の実施や口座振替の実施を促し、適用後においては、口座振替未実施の事業所に対し、口座振替納付用紙・口座振替勧奨状を送付するとともに、職員が電話や訪問により口座振替の実施についての勧奨を行い、口座振替事業所の増加に努めた。その結果、口座振替実施事業所数は、政府管掌健康保険・厚生

年金で前年度の実績を上回り(1,433,607 事業所(17 年度)→ 1,466,658 事業所(18 年度))、 口座振替実施率は、政府管掌健康保険においては、85.2 %で目標(85.0 %)を上回り、厚 生年金保険においても、84.0 %で目標(84.0 %)を達成した。船員保険においては、口座 振替実施事業所数は増加している(4,116 事業所(17 年度)→ 4,129 事業所(18 年度)) が、口座振替実施率は、56.4 %で目標の数値(57.0 %)をわずかに下回った。

なお、口座振替を実施していない事業所は、滞納事業所、現金決済主義の事業所、公的機関であり、現在の口座振替実施率は、口座振替が可能な事業所の相当程度が実施しているものと見込まれる。

(注)口座振替実施率・・・口座振替実施事業所数/適用事業所数

②納期内納入の促進のための広報

納期内納入については、広報誌等の活用や納期内納入についての依頼文書を納入告知書を送付する際に同封するなど、効率的・効果的な広報に努めた。

③滞納事業所への督促及び滞納処分

また、滞納する事業主に対する納付の督促及び滞納処分については、滞納処分実施要網や滞納処分マニュアルの活用により、保険料滞納の発生防止のための納付督励を行うとともに、滞納処分の早期着手等により、保険料収入の確保に努めた。

具体的には、新規に口座振替が不能となった事業所については、保険料滞納の発生防止のために、速やかに電話等納入督励を実施し、納入告知書を再送付するなど新規滞納事業所を増加させないよう努めた。

指定期限までに納入がない新規滞納事業所に対しては、電話、事業所への訪問、社会保険事務所への呼出により、事業主と面談し、未納保険料の収納に努めるとともに、納入が遅れる場合は納付計画を提出させ納入の確約をとるなど保険料の確実な収納に努めた。

- · 滞納事業所数: 105,545 事業所 (17 年度) → 108,070 事業所 (18 年度)
- (注)各年の 5月末時点において、3月以前の月分の保険料の全部又は一部が未納となっている事業所数を機械的に集計したもの。

さらに、納付計画不履行となった事業所や長期・大口滞納事業所について、取引金融機関や関係官公署における預貯金、取引先事業所及び不動産等の財産調査を行い、差押予告通知を発出するなどの納付督励に努め、進展がない事業所に対しては、差押えの実施による確実な滞納整理に努めた。

・ 差押え実施事業所数: 13,631事業所(17年度)→ 15,613事業所(18年度)

④ 保 険 料 収 納 率

このような取組により、平成18年度の保険料収納率は、前年度を上回った。

厚生年金保険の保険料収納率については、当該年度分 99.67 %、過年度分 20.44 %となっておりそれぞれは前年度を下回ったものの、当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は、98.69 % (対前年度比 0.16 % 増)と目標の前年度の実績を上回った。

政府管掌健康保険の保険料収納率については、当該年度分 99.46 %、過年度分 21.02 % となっておりそれぞれは前年度を下回ったものの、当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は、98.01 % (対前年度比 0.12%増)と目標の前年度の実績を上回った。

また、船員保険の保険料収納率については、当該年度分 98.83 %、過年度分 14.90 %及び当該年度と過年度を合わせた保険料収納率は、92.63 % (対前年度比 0.58 % 増)と目標の前年度の実績を上回った。

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて進展があった。

(数値目標の達成状況)

保険料収納率については、いずれの保険事業においても、前年度を上回る実績となっており、数値目標を達成している。

口座振替実施率については、政府管掌健康保険及び厚生年金保険においては目標を達成しているものの、船員保険においては目標を下回る結果となっている。

(評価及び所見)

- 1. 取組の改善
- ・ 保険料等の確実な納入の促進、滞納事業主に対する納付の督促及び滞納処分については、平成17年度と同様の取組が実施されている。
- 2. 取組と効果の分析
- ・ 保険料収納率については、納付の督促等の取組の結果、いずれの保険事業において も、前年度を上回る実績となっており、目標を達成したものと評価できる。
- ・ 口座振替実施率については、従来に引き続いての口座振替の促進に係る取組の結果、政府管掌健康保険及び厚生年金保険においては増加している。また、船員保険については、約56%と低くなっているが、その要因の一つとしては、漁船の場合には、漁獲量の変動等により収入が安定しないなどの事情から口座振替が進みにくいことが考えられる。

今後の課題等

○ 引き続き、口座振替の促進や滞納事業所への督促及び差押えの実施等により、保険料等の確実な納入を図る必要がある。

- 2 保険料等収納事務に関する事項
- (2) 国民年金保険料について、納付督励、納めやすい環境づくり、強制徴収、免除・ 猶予制度の利用促進等により、最終的な納付率(過年度分を含めた納付率)の向上 を図る。

(数値目標)

- ○平成19年度までに保険料納付率を80%とする中期目標の達成に向けて、
 - ・ 平成 18 年度分保険料の現年度に納付された納付率:74.5%
 - ・平成16年度分保険料の過年度納付分を含めた納付率:68.7%
 - ・口座振替実施率:42%

主な指標の推移

土な相係の推移		,				
指標名	単位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
保険料納付率	·	*				
(当該年度分)	%	62.8	63.4	63.6	67.1	66.3
口座振替実施率	%	35.2	35.1	37.0	40.2	40.2
免除者数(各年度末現在)						
法定免除	人	1,027,786	1,062,445	1,092,863	1,126,166	1,135,369
申請全額免除	人	1,436,907	1,649,462	1,761,775	2,155,879	2,069,460
申請 3 / 4 免除	人	—		_ .	_	263,731
申請半額免除	人	343,953	378,447	414,310	532,984	212,568
申請 1 / 4 免除	人		<u> </u>	·		79,255
合計	人	2,808,646	3,090,354	3,268,948	3,815,029	3,760,383
学生納付特例者数					,	
(各年度末現在)	人	1,537,406	1,675,788	1,727,564	1,760,373	1,702,861
若年者納付猶予者数						
(年度末現在)	人	_	_		340,525	373,156
追納件数(各年度末現在)	人	310,616	405,600	565,125	580,160	615,003

目標に係る主な取組及び実績

国民年金保険料の確実な収納を図るため、社会保険事務所毎に地域特性や未納者特性 に応じた納付督励を実施するため「国民年金保険料収納にかかる行動計画(アクション プログラム)」を策定し取り組んでいるところである。

平成 18 年度においては、納付率を構成する収納実績(分子)と免除等実績(分母)とをそれぞれ評価することとし、未納者の属性を把握し、納付対象者と免除等対象者の両面で、それぞれの属性内の未納者を減らす取組を進めることとした。具体的には、市町村から提供された所得情報、未納期間、年齢及び督励事蹟等の属性により、強制徴収対象、納付督励対象及び免除等申請勧奨対象に区分し、各区分の未納者属性に応じた督励・勧奨方法、スケジュール及び担当者を明確にし、さらには、納付月数の増加目標と

免除等申請受理目標をそれぞれ設定することにより行動計画を策定した。

また、納付状況が向上している社会保険事務所の取組事例を積極的に全国展開する取組も実施した。

①行動計画に基づく納付督励の着実な実施

電話による納付督励、戸別訪問による納付督励、催告状の発行、集合徵収案内の発行の4つの基本的な納付督励手法、更に所得情報を活用した免除・納付猶予の勧奨及び強制徴収の実施について、社会保険事務所ごとに月別の行動目標を定めた行動計画を策定し、徹底した進捗管理のもとに対策に取り組んだ。

	18 年度目標	18 年度実績	達成率
電話納付督励	5 8 1 万件	5 4 5 万件	93.8%
戸別訪問督励	1, 574万件	1,627万件	103.4%
催告状	2,073万件	1,863万件	89.9%
集合徴収	1,165万件	1,143万件	98.1%

取組状況としては、平成 18 年 5 月以降、免除等の不適正事案の事後処理や免除の承認処理方法を大幅に見直し事務センターでの集約処理などの適正化を行ったことによる承認事務処理の遅延等により、多くの職員の労力を要したことから、督励活動は十分に実施できなかった。また、催告状や集合徴収については、送付対象者を未納者属性に応じて絞り込んで効率的・効果的に実施することとしたことなども含め、実施件数が減少している。

②納めやすい環境づくり

コンビニエンスストア、インターネットや携帯電話による保険料納付については、納付書の裏面や送付の際に同封するリーフレット等により周知を図ることにより、着実に実績を伸ばしている。

	17年度実績	18 年度実績
コンビニエンスストア	589 万件 (940 万月)	749 万件 (1,158 万月)
インターネット・携帯電話	14 万件 (33 万月)	24 万件 (57 万月)

[※] コンビニで収納した 1,158 万月は、全収納月の 9 % を占める。

口座振替の推進については、資格取得時における口座振替の勧奨、口座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメールによる勧奨、未納者に対する職員や国民年金推進員等による戸別訪問時での勧奨などにより、口座振替割引制度(月々の保険料について、口座振替を利用して通常よりも1か月早く納付する場合に一定の割引をする制度)の周知等により積極的な取組を実施した結果、口座振替実施率は前年と同率の40.2%となり、目標(42%)には到達しなかった。口座振替の利用率を高めることは、確実で安定した収納の確保に寄与するばかりでなく、業務の効率化にも資することから、引き続きより一層の促進に努めていく。

③強制徴収の実施

市町村から提供された所得情報を活用し、保険料の負担能力がありながら、納付義務を果たさず、他の被保険者の納付意欲にも影響を与えかねない未納者に対しては強制徴収による厳格な対応を行うこととしている。平成 18 年度においては、最終催告状の発行を平成 17 年度の 17 万件から大幅に拡大し 310,551 人に対して発行した。また、平成 17 年度以前に最終催告状を発行した者も含めて、納付に応じない 121,113 人に督促状を発行し、11,910 人に対して差押えを執行した。(平成 19 年 3 月末現在)

強制徴収の取組は、着実に増加しており、収納月数についても比例して増加している。

④免除等制度の周知徹底

保険料を納めることが経済的に困難な被保険者については、免除等制度の利用により確実に年金受給権を確保することが重要であり、以下のような取組を実施した。

ア. 公共職業安定所との連携により、失業者に対する雇用保険受給者説明会等の機会を活用して、失業による免除制度に関する周知を実施した。

- イ. 免除申請手続の簡素化を図ることとして、平成 18 年 7 月から全額申請免除及び若年者納付猶予の承認を受けている被保険者については、あらかじめ申請しておくことにより翌年度以降も所得要件を満たす場合には、毎年度申請を行わなくても承認を受けられる仕組みを実施した。
- ウ. 平成 18 年 7月から施行された多段階免除制度(全額免除又は半額免除以外に 新たに 4分の 1 免除及び 4分の 3 免除を追加)について、納付書の送付時に同封 するリーフレット等による周知を図った。
- エ. 市町村からの所得情報を活用し、免除等基準に該当すると思われる未納者に対して免除等制度の周知並びに申請手続の勧奨を実施した。

しかしながら、免除等の不適正事案の事後処理に労力を要したことから、所得情報に基づき免除等基準に該当する方に対する免除等申請手続の勧奨が十分に実施できなかった。また、免除の承認処理方法を大幅に見直し、事務センターでの集約処理などの適正化を行ったことにより承認事務処理に遅延が生じたこと等により、円滑な免除の承認事務が実施できなかった。

⑤保険料納付意識の徹底

平成 17 年分の申告から、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告時に保険料の支払いを証明する書類の添付が義務化されたことから、その証明書として「社会保険料控除証明書」を 11 月及び 2 月に発行し、1 年間の納付状況の提供を行うことにより保険料納付意識の徹底を図った。

⑥民間委託の活用

平成 17 年度に 5 箇所の社会保険事務所を対象として開始した国民年金保険料収納

業務に係る市場化テストのモデル事業について、平成 18 年度は新たに 7 月より 30 箇所の社会保険事務所を拡大して実施している。

なお、平成 17 年度に実施されたモデル事業に係る評価は納付月数の要求水準は概ね達成されたが、納付率の改善状況はいずれも低調であった。

〈参考〉平成17年度の実施結果(実施期間:平成17年10月から平成18年9月)

		····			
対 象			実施結果		同一社会保険事務局
事務所	受託事業者	要求水準	納付月数	要求水準に対	内の他の社会保険
				する達成率	事務所の達成率
弘前	(株)もしもし	570,953 月	601,566 月	105.36%	99.99%
(青森)	ホットライン				
足立	エー・シー・エス	771,109 月	778,027 月	100.90%	103.05%
(東京)	債権管理回収 (株)				
熱田	エー・シー・エス	436,291 月	444,545 月	101.89%	99.65%
(愛知)	債権管理回収 (株)				
平野	エー・シー・エス	314,565 月	304,535 月	96.81%	98.07%
(大阪)	債権管理回収 (株)				
宮崎	(株) もしもし	436,380 月	459,526 月	105.30%	99.43%
(宮崎)	ホットライン				

これらの対策を行った結果、平成 18 年度の国民年金保険料の現年度分納付率は 66.3%となり、前年度から 0.8 ポイントのマイナスとなり、目標納付率 (74.5%) は達成できなかった。また、過年度分となる平成 16 年度分保険料については最終的に 68.2%となり、目標 (68.7%) に 0.5 ポイント及ばなかった。

目標の達成に至らなかった要因としては、①免除等の不適正事案の事後処理に労力を要し、職員による納付督励が十分に実施できなかったこと、②免除承認処理の厳格な執行を図るため、9月から審査の徹底や事務センターでの集約処理などの適正化を行ったことにより、承認処理により多くの労力を割くこととなったため、催告状の送付など督励の遅れにつながったこと、など取組が十分に行えなかったことによるものと考えている。

しかしながら、市町村から提供された所得情報等を活用した未納者属性毎の取組は着実に進んでいるところであり、特に強制徴収の取組は大きく実績を伸ばし、平成 17 年度分保険料においては平成 14 年度以降初めて納付率で 70 %を超えたところである。

いずれにしても、平成 18 年度においては数値目標をいずれも達成していない状況であり、納付率の向上に向けて、より一層の収納対策を強力に取り組む必要がある。

<参考>過年度分(16・17年度分)の納付率

	16年度末	17年度末	18年度末
平成16年度分	63.6%	66.3%	68.2%
(対前年伸び)		(+2.7%)	(+2.0%)
平成17年度分	_	67.1%	70.7%
(対前年伸び)			(+3.6%)
※平成18年度分	· <u> </u>	<u>—</u>	66.3%
	er.		

[※]平成18年度分は現年度納付率

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けた取組が不足している。

(数値目標の達成状況)

国民年金保険料納付率及び口座振替実施率については、数値目標を下回っている。

(評価及び所見)

- 1. 取組の改善
- ・ 保険料の確実な収納を図るため、従来の取組に加え、納付状況が向上している社会保険事務所の取組事例の全国展開や最終催告状及び督促状の発行や差押えの執行といった強制徴収の拡大等の取組が進められているものの、国民年金保険料納付率については、前年度実績を下回っており、目標を達成できていない。
- ・ 国民年金保険料の免除等に係る不適正な事務処理が発生したため、法令違反通報窓口の設置、事務処理のシステム的なチェックの徹底など各般にわたる再発防止策が講じられている。
- 免除等制度の利用により確実に年金受給権を確保することは重要であり、多段階免除制度の導入や免除手続きの簡素化等、更なる免除等制度の取組が進められている。
- ・ 国民年金保険料収納業務に係る市場化テストのモデル事業について、新たに 30 ヶ 所の社会保険事務所にて実施している。
- 2. 取組と効果の分析
- ・ 保険料納付率については、前年度実績を下回っており、目標納付率の達成には至っていない。社会保険庁の分析によれば、免除等の不適正事案の事後処理等により、督励活動などの取組が十分に実施できなかったこと等が要因である。

今後の課題等

- 年金制度の健全な運営のため、保険料の確実な収納を図っていくことは極めて重要であり、今後とも、保険料の確実な収納を図るため、年金制度の意義・役割や重要性について広く国民に周知し、制度に対する不安を払拭することが必要である。
- 〇 保険料納付率の向上を目指すに当たっては、「納付率」が「収納実績(納付月数)」 と「免除等実績(納付対象月数に反映)」とで成り立っていることを踏まえ、それぞ

れの実績の向上に努めることが必要である。具体的には、

- ① 市町村からの所得情報を活用し未納者の属性に応じたきめ細やかな収納対策を行動計画に基づき効率的に展開すること
- ② 確実で安定した収納の確保や業務の効率化の観点から重要となる口座振替利用率 の更なる向上を図ること
- ③ クレジットカードによる保険料納付など、保険料を納めやすい環境整備を推進し、 新たな未納を防止し確実な保険料収納を確保すること
- ④ 納付督励の徹底や口座振替の一層の促進はもとより、十分な負担能力がありながら納付義務を果たさない場合には差押えを含む強制徴収による厳正な対応を図ること
- ⑤ 保険料負担能力が乏しい場合には、免除や納付猶予等の申請勧奨により確実に年 金受給権に結びつけること
- ⑥ 市場化テストの更なる拡大や民間のノウハウを活用した効果的・効率的な対策の 展開を図ること、

などの取組を進め、納付率を改善していく必要がある。

- 一年金横領問題を踏まえ、年金に対する国民の信頼を回復するため、保険料を納めやすい環境整備を推進するとともに、横領を未然に防止する観点から、窓口での現金の授受の取扱いについて検討する必要がある。
- 不適正な事務処理の再発防止及び免除制度等の利用促進のため、申請書等のターン アラウンド方式の導入など、取組を推進する必要がある。
- また、総務省による「年金に関する行政評価・監視の結果に基づく第1次及び第2 次勧告」(平成 16 年 10 月及び同年 12 月)における適用業務の的確な実施、保険料徴 収業務の的確かつ効果的な実施等の指摘も踏まえる必要がある。

3 保険給付事務に関する事項

(1) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。

(数値目標)

〇被保険者1人当たりレセプト点検効果額(資格点検を除く)

政府管掌健康保険:内容点検 738円以上

外傷点検 511 円以上

船 員 保 険:内容点検 1,049円以上

外傷点検 1,067円以上

主な指標の推移

土な相保の推修						
指標名	単位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
レセプト内容点検件数						
(過誤調整確定分)		`				
政府管掌健康保険	件	907,482	904,650	1,083,791	1,222,405	1,409,318
船員保険	件	4,878	4,882	3,895	4,901	4,914
被保険者1人当たりレ	,					
セプト点検効果額						
政府管掌健康保険全体	円	3,919	3,740	3,747	3,416	3,323
内容点検効果額	円	659	678	738	806	877
外傷点検効果額	円	656	607	511	464	435
船員保険	円	10,589	11,186	9,687	9,570	10,437
内容点検効果額	円	1,182	1,564	1,049	1,173	1,279
外傷点検効果額	円	1,232	1,155	1,067	868	1,353

目標に係る主な取組及び実績

レセプト点検調査の実施については、「診療報酬明細書等の点検調査について(通知)」 (平成 10 年 6 月 23 日庁保険発第 11 号) に基づき実施してきたが、平成 15 年の「レセプト情報管理システム」の導入及び、平成 16 年 8 月 4 日に同通知を改正し、保険医療機関単位に、3ヶ月程度の連続した複数月のレセプトを抽出して行う縦覧点検に重点を置いた内容点検及び外傷点検の強化を図るとともに、平成 18 年 8 月からレセプト情報管理システムを改修し、傷病名によるレセプトの抽出を可能とするなど、点検の強化に努めた。

①政府管掌健康保険のレセプト点検効果額

ア 内容点検調査については、縦覧点検に重点を置くなどの点検手法を継続して行ってきたことなどの効果により、過誤調整を行った件数が増加しており、効果額においても平成 18 年度は 877 円となり数値目標を 139 円上回った。

イ 一方、外傷点検については点検の強化を図ったものの、業務上や交通事故等による疾病が減少傾向にあることから、平成 18 年度の点検効果額は 435 円となり、目標数値を 76 円下回った。

②船員保険のレセプト点検効果額

船員保険については、レセプト情報管理システムは導入されていないため、手作業による抽出点検を行っているが、政府管掌健康保険と同様に「診療報酬明細書等の点検調査について(通知)」に基づき縦覧点検を中心とした内容点検及び外傷点検に努めた結果、内容点検については、平成 18 年度は 1,279 円となり、目標数値を 230 円上回り、外傷点検についても、平成 18 年度は 1,353 円となり、目標数値を 286 円上回った。

③被保険者等に対する周知

ア 被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を図るため、年2回、概ね全てのレセプトを対象として送付している医療費のお知らせに、 医療費の額の他、仕事中や通勤途上でのケガや仕事に起因する疾病は健康保険では 治療できないことなど、適正な保険診療の受け方を記載している。

イ 社会保険診療報酬支払基金における診療報酬明細書の審査により保険医療機関に 支払われる医療費が減額された場合、被保険者等が窓口で支払う一部負担金におい ても過払いが発生する。この場合、保険医療機関に対して返還の申し出を行うこと が出来ることから、一部負担金が一定以上減(増)額された場合には、減(増)額 された医療費の額等について被保険者等にお知らせしている。

なお、関係書類の保存されている平成15年度から17年度中の対象の診療報酬明細書について実施の有無の確認を行ったところ、一部の社会保険事務局において本来被保険者等へ通知すべきものが全く通知されていない事態等が確認されたことから、通知がされていなかった被保険者等についてお詫びを行うとともに、あらためて通知を行った。

達成状況に係る評価

(評価結果)

目標の達成に向けて進展があった。

(数値目標の達成状況)

- ・ 政府管掌健康保険のレセプト点検効果額については、内容点検調査は数値目標を達成しているものの、外傷点検は目標数値を下回る結果となっている。
- ・ 船員保険のレセプト点検効果額については、内容点検及び外傷点検とも目標数値を 達成している。

(評価及び所見)

- 1. 取組の改善
- ・ レセプト点検調査について、レセプト情報管理システムを改修するなど、効率的な

点検の実施に向けた取組が行われている。

- ・ 被保険者に対する適切な受診指導について、平成 17 年度と同様の取組が実施されている。
- 2. 取組と効果の分析
- ・ 政府管掌健康保険の被保険者1人当たりレセプト点検効果額については、全体では 昨年度の実績を下回る結果となっているが、内容点検調査について縦覧点検に重点を 置いた点検を行うなどの取組により数値目標を上回っている一方、外傷点検について は効果額が減少している。その要因としては、業務上や交通事故等による疾病が減少 傾向にあることなどが考えられる。
- ・ 船員保険の被保険者1人当たりレセプト点検効果額については、縦覧点検を中心と した点検に努めた結果、数値目標を達成しており、評価できる。

今後の課題等

- 引き続き、的確なレセプト点検の実施や被保険者に対する適切な受診指導等により、 医療費の適正化のための取組を推進していく必要がある。
- 平成 20 年 10 月に全国健康保険協会が設立されることを踏まえた上で、業務改革プログラム等に基づき、レセプト点検調査の改善手法や他の医療保険者等との情報交換について検討を進めるとともに、引き続き保険者機能を強化していく必要がある。

- 保険給付事務に関する事項
- (2) 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な 決定及び適正な支給に努める。

(数値目標)

○請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの処理 日数 (サービススタンダードの達成率 100 % *の実現を図る)

傷病手当金

: 3週間以内

出産手当金

: 3週間以内

出產育児一時金

: 3週間以内

家族出産育児一時金 : 3週間以内

埋葬料(費)

: 3 週間以内

家族埋葬料

: 3週間以内

(※ 達成率 100 %は、傷病手当金の医師照会のうち著しく判断に時間を要する ものを除く)

主な指標の推移

1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0						
指 標 名	単位	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18
現金給付費		!				
政府管掌健康保険	億 円	4,652	4,894	5,187	5,321	5,516
船員保険	億 円	55	56	54	54	55
被保険者1人当たり支給						
日数 (傷病手当金)						
政府管掌健康保険	日	1.48	1.38	1.37	1.41	1.42
船員保険	日	6.12	6.26	6.24	6.19	6.44
給付金が決定され、支給						
決定通知書が届くまでの						
平均所要日数及び目標達						
成率(政府管掌健康保険)						
傷病手当金	日	_	_	_	18.5	18.0
	%	_		_	85.6	92.4
出産手当金	日	_	-		18.2	18.0
	%	_	_	_	87.6	90.3
出産育児一時金	日	_			16.6	16.4
	%	_		_	94.2	96.9
家族出産育児一時金	日			_	16.6	16.3
	%	_		_	94.4	96.9
埋葬料(費)	日	_		_	18.2	17.9

	%	-			85.6	88.8
家族埋葬料	日	_		_	17.5	17.2
	%		_	<u> </u>	88.3	92.2
給付金が決定され、支給					·	
決定通知書が届くまでの						
平均所要日数及び目標達				-		
成率 (船員保険)						
傷病手当金	目	_	_	. —	18.8	17.5
(業務上・業務外)	. %	<u> </u>	_	<u> </u>	80.3	91.3
出産手当金	Ħ		- ,	_	16.8	15.2
	%		-	<u> </u>	85.7	82.4
出産育児一時金	B	· —	_	_	13.0	12.9
	%	_	_	_	100.0	93.3
家族出産育児一時金	月	_		-	14.8	14.2
	%			<u> </u>	96.6	97.4
葬祭料	日	_	-		18.6	18.2
(業務上・業務外)	%	_	<u> </u>		82.9	87.7
家族葬祭料	日	_	-		15.3	14.1
	%	_		-	91.1	96.3

目標に係る主な取組及び実績

① 現金給付の適正化

傷病手当金等の現金給付の適正化については、職員による書面審査、実地調査、負傷原因の調査等の強化を行い、また、保険給付審査医師、顧問弁護士等の専門家を活用することなどにより給付の適正化に努めた。

また、事業主及び被保険者等にホームページ等により制度の周知徹底を図り、適正な届出を促すほか、職員研修の実施、業務処理マニュアルを活用し職員の資質向上に努め、給付の適正化に努めた。

- (注1) 傷病手当金・・・・・健康保険の被保険者等が病気やけがの療養のため仕事 を休み給料を受けられないなど、次の 4 つの条件を満 たした時には、傷病手当金が支給される。
 - ・病気、けがで療養中であること
 - ・仕事につけないこと (労務不能)
 - ・4日以上仕事を休むこと
 - ・給与を受けられないこと
- (注2)保険給付審査医師・・・傷病手当金等保険給付に関する医学的事項について審査を行うために委嘱された医師。